資料２

**中学３年生チャレンジテスト実施教科以外の４教科の評定について**

* 中学３年生の府内統一ルールにおける「評定平均の範囲」の対象教科を、これまでの９教科から、チャレンジテスト実施教科の５教科に変更することに伴い、チャレンジテストを実施しない４教科について、以下のように新たな府内統一ルールを定め、入学者選抜における評定の公平性を担保する。

１ 府教育委員会はチャレンジテスト実施教科以外の４教科について、府全体の評定平均を算出し、その値に±0.3を加えた「府全体の４教科の評定平均の範囲」を定める。

２　各中学校は自校の４教科の評定平均を算出し、その値が「府全体の４教科の評定平均の範囲」に収まっていることを確認する。

３　自校の４教科の評定平均が「府全体の４教科の評定平均の範囲」に収まっていない場合、さらに自校のチャレンジテスト実施５教科の「評定平均の範囲」とを合わせた２つの範囲の最大値と最小値の間に収まっていることを確認する。

４　３において収まらない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。

ただし、いかんともしがたい事由があり、所管する市町村教育委員会も妥当と認める場合は、府教委に協議を申し出ることができる。

＜例＞

「府全体の４教科の評定平均の範囲」が3.10～3.70、自校のチャレンジテスト実施５教科の「評定平均の範囲」が2.73～3.33の場合

最大値

3.70

**２の確認**

3.70

府全体の４教科の評定平均の範囲

**３の確認**

3.33

3.10

評定平均の範囲

最小値

2.73

2.73

４－５